小田原漁港及び小田原漁港海岸ロケーション撮影利用受入れ実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「県有施設等のロケーション撮影利用実施方針」（平成17年２月21日付け総務部長・商工労働部長通知）に基づき、小田原漁港及び小田原漁港海岸保全施設のうち、神奈川県が所有又は管理する施設及び財産（以下「小田原漁港施設等」という。）において映画やテレビ番組等のロケーション撮影利用を受け入れる場合の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　ロケーション撮影利用受け入れ対象施設は、小田原漁港施設等のうち神奈川県が所有又は管理する施設で、第３条第１項第１号に掲げる施設を除く施設とする。

（受入れ基準等）

第３条　小田原漁港施設等におけるロケーション撮影利用の受入れ基準は次の各号のとおりとする。

⑴　次に掲げる施設は利用を認めないこととする。

ア　新１号防波堤及び付属する消波ブロック全部

イ　２号防波堤及び付属する消波ブロック全部

ウ　３号防波堤の一部（天端部及び付属する消波ブロック全部）

エ　４号防波堤の一部（天端部及び蓄養水面側通路）

オ　防波堤⑴及び付属する消波ブロックの全部

カ　防波堤⑵及び付属する消波ブロックの全部

キ　蓄養波除堤、1号防波護岸、2号防波護岸の全部

ク　離岸堤（消波ブロック）の全部

ケ　その他、当所で立入禁止場所と定めている箇所

コ　工事施行区域内

⑵　小田原漁港内臨港道路（南側、西側、北側、東側臨港道路）を利用する場合は、道路交通法に係る許可を得ていること。ただし、通行止め等を伴わない軽微な撮影等は除く。

⑶　利用する時間帯は、漁業者及び漁業関係者の作業に支障のない時間帯とする。

⑷　制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。

⑸　当該ロケーション撮影利用の規模等に応じて専任の整理員を配置するなど、撮影現場の管理が適切に行われること。

⑹　当該ロケーション撮影利用が、小田原漁港施設等の管理者である西部漁港事務所長（以下「所長」という。）が指示する事項を遵守して行われること。

２　前項に関わらず、所長は、小田原漁港施設等の役割、現況、立地条件、管理体制、特殊性等を考慮し、ロケーション撮影利用を個別に判断し認めることができるものとする。

（申込み受付け等の手続き）

第４条　小田原漁港施設等をロケーション撮影のため利用しようとする者は、次により所長に届け出るものとする。

⑴　届出

届出は、使用責任者を明確にし、次の事項を記入し、別紙様式１に添付書類を添えてするものとする。

ア　記入事項

(ア)　使用日時、使用施設（使用部分）及び施設立入予定人数

(イ)　作品名、主な出演者名及び放映等予定年月日

(ウ)　制作会社（会社名、所在地、担当者名、連絡先（電話番号））

(エ)　現場責任者名及び連絡先（方法）

イ　添付書類

(ア)　企画書

(イ)　脚本（シナリオ）

(ウ)　スケジュール表

(エ)　その他所長が必要と認めるもの

⑵　調整

ロケーション撮影利用の届け出をしようとする者は、あらかじめ、関係法令等の許可等を受けるほか、漁業関係者等との調整を行うものとし、関係法令の許可等が得られないもの及び漁業関係者等との調整（以下、「関係機関等との調整）という。）が整わなかったものについては、届出を受理しないものとする。

⑶　届出の受理

所長は、第２条の受入れ基準に合致し、前項の関係機関等との調整が整っている届出があった場合はこれを受理する。

（現場管理）

第５条　ロケーション撮影利用を行う者は、次の事項を遵守し、適切な現場管理を行わなければならない。

⑴　施設利用当日の気象情報に留意し、神奈川県西部地域に津波又は波浪警報が発表されているとき又は発表されることが予想される場合は、撮影を中止し、利用中に津波又は波浪警報の発表があったときは、直ちに利用を中止し、安全な場所に避難すること。

⑵　使用責任者は、前号後段の場合に備え、利用場所付近の緊急避難場所を把握し、スタッフ等関係者に周知すること。

⑶　車両については、事前に駐車場所を確保すること。

⑷　所定の場所及び目的外の使用は一切行わないこと。

⑸　小田原漁港施設等の設備、器具備品等の使用及び移動は一切行わないこと。

⑹　ロケーション撮影を行う者は、撮影場所の設備、器具備品等に損傷を与えた場合は原状に復旧することとし、復旧に当たっては所長の指示に従うこと。

⑺　小田原漁港施設等内の電気、水道等の施設は一切使用しないこととし、必要な電気、水道等はロケーション撮影を行う者が調達すること。

⑻　ロケーション撮影利用に関して発生したゴミ等はすべて持ち帰り、廃棄処分等を適切に行うこと。

⑼　喫煙場所を指定し、指定した場所以外は禁煙とすること。

⑽　事故やトラブルが発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適正な措置を講じるとともに、所長に速やかに報告すること。

⑾　その他、所長の指示を厳守すること。

２　ロケーション撮影利用の届出をした者が、遵守事項を守らない場合は、所長はロケーション撮影を中止させることができる。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年３月28日から施行する。

（別紙様式１）

小田原漁港・漁港海岸ロケーション撮影利用届

令和　　年　　月　　日

神奈川県西部漁港事務所長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 住所 |  |
|  | 氏名（法人名） |  |
|  | （代表者名） | 　 |
|  | 電話番号 |  |
|  | （担当者） |  |
|  | （連絡先） |  |

次のとおり、ロケーション撮影のため小田原漁港・小田原漁港海岸施設の一部を利用したいので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　漁港等の名称 | 小田原漁港・小田原漁港海岸 |
| ２　使用箇所 |  |
| ３　使用人員 | 　　　人 |
| ４　使用目的 | ロケーション撮影のための利用 |
| ５　作品概要 | （作品名） |
| （主な出演者） |
| （放映等予定年月日）　　　年　　　月　　　日 |
| ６　使用日時 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| 　　　　　時　　分　から　　　　　　時　　分　まで |
| ６　使用責任者 | （住所） |
| （氏名） |
| （撮影当日の連絡先） |
| ７　添付書類⑴　ロケーション撮影利用箇所案内図⑵　企画書⑶　脚本（シナリオ）⑷　スケジュール表⑸　その他 |

小田原漁港ロケーション撮影利用受入れ施設一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 外郭施設 | 防波堤 | ３号防波堤（一部） | 新港 | 通路のみ（天端部及び外港側消波ブロック内は利用禁止） |
| 防波堤 | ４号防波堤（一部） | 新港 | 新港側通路のみ（天端部及び蓄養水面側通路は利用禁止） |
| 防波堤 | 新港波除堤 | 新港 |  |
| 護岸 | 階段護岸 | 本港 |  |
| 護岸 | ２号護岸 | 本港 |  |
| 護岸 | ３号護岸 | 本港 |  |
| 護岸 | 道路護岸　コ | 新港 | 西側臨港道路護岸 |
| 護岸 | 道路護岸　エ | 西側エリア | 国道１３５号護岸 |
| 護岸 | 道路護岸　テ | 西側エリア | 国道１３５号護岸 |
| 護岸 | 道路護岸　ア | 西側エリア | 国道１３５号護岸 |
| 護岸 | 道路護岸　サ | 西側エリア | 国道１３５号護岸 |
| 護岸 | 道路護岸　キ | 西側エリア | 国道１３５号護岸 |
| 突堤 | １号防波突堤 | 本港 |  |
| 突堤 | ２号防波突堤 | 本港 |  |
| 係留施設 | 岸壁 | １号陸揚岸壁 | 本港 |  |
| 岸壁 | ２号陸揚岸壁 | 本港 |  |
| 岸壁 | １号準備岸壁 | 本港 |  |
| 岸壁 | ２号準備岸壁 | 本港 |  |
| 岸壁 | ２号休けい岸壁 | 本港 | 本港漁具倉庫前漁具資材置場（漁協占用箇所）を除く。 |
| 岸壁 | ３号休けい岸壁 | 本港 |  |
| 岸壁 | 物揚場 | 新港 |  |
| 船揚場 | １号船揚場 | 本港 |  |
| 船揚場 | ２号船揚場 | 新港 |  |
| 水域施設 | 航路 | 本港航路 | 本港 |  |
| 航路 | 新港航路 | 新港 |  |
| 泊地 | 本港泊地 | 本港 | 水産物陸揚区域、出漁準備区域を含む。 |
| 泊地 | 新港泊地 | 新港 | 出漁準備区域を含む。 |
| 泊地 | 耐震強化岸壁泊地 | 本港 |  |
| 輸送施設 | 道路 | 西側臨港道路 | 本港・新港 | 要道路使用許可 |
| 道路 | 北側臨港道路 | 本港 | 要道路使用許可（大型車通行不可） |
| 道路 | 東側臨港道路 | 本港 | 要道路使用許可 |
| 道路 | 南側臨港道路 | 本港 |  |
| 道路 | ４号臨港道路 | 新港 |  |
| 道路 | １号臨港道路 | 西側エリア |  |
| 駐車場 | 東側南駐車場 | 本港 |  |
| 駐車場 | 東側北駐車場 | 本港 |  |
| 駐車場 | 新港駐車場 | 新港 |  |
| 駐車場 | 蓄養駐車場 | 西側エリア |  |
| 荷捌き所 | 荷捌所 | 旧野積場荷捌所 | 本港 |  |
| 荷捌所 | 西側荷捌所 | 本港 |  |
| その他 | 漁具保管施設 | 新港漁具干場 | 新港 |  |
| 広場 | １号多目的広場 | 新港 |  |
| 広場 | ２号多目的広場 | 新港 |  |
| 広場 | ３号多目的広場 | 西側エリア |  |
| 広場 | 西側立体多目的広場 | 本港 | 西側立体施設２階 |
| 植栽 | ２号緑地 | 新港 |  |

立入禁止場所については、当所HP「小田原漁港内立入禁止場所について」を参照すること。